

## 議案第22号

### 新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例（令和2年新座市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改	正	後	改	正	前																								
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に関する事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>			<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に関する事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p>																										
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>建築基準法関係手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td>既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料</td><td>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第<u>137条の12第11項</u>の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>既存建築物の</td><td>建築基準法施行令第137条の12</td><td></td></tr> </tbody> </table>			名 称	手数料を徴収する事務	金 額	[略]			既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 <u>137条の12第11項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	[略]	既存建築物の	建築基準法施行令第137条の12		<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>建築基準法関係手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td>既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料</td><td>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第<u>137条の12第6項</u>の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>既存建築物の</td><td>建築基準法施行令第137条の12</td><td></td></tr> </tbody> </table>			名 称	手数料を徴収する事務	金 額	[略]			既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 <u>137条の12第6項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	[略]	既存建築物の	建築基準法施行令第137条の12	
名 称	手数料を徴収する事務	金 額																											
[略]																													
既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 <u>137条の12第11項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	[略]																											
既存建築物の	建築基準法施行令第137条の12																												
名 称	手数料を徴収する事務	金 額																											
[略]																													
既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 <u>137条の12第6項</u> の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	[略]																											
既存建築物の	建築基準法施行令第137条の12																												

大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	第12項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査		大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	
[略]			[略]		

別表第2（第2条関係）

マンションの再生等の円滑化に関する法律  
関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 領
<u>要除却等認定</u> <u>マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料</u>	<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	[略]

別表第2（第2条関係）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律  
関係手数料

名 称	手数料を徴収する事務	金 領
<u>要除却認定</u> <u>マンションの建替えによるマンションの容積率の特例許可申請手数料</u>	<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率の特例の許可の申請に対する審査</u>	[略]

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、

公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

新座市長 並 木 傑

### 提 案 理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。